**（１）手話通訳者養成講座・登録試験のあり方の見直し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** | **第１回WGでの主な意見** |
| **■養成講座講師について**➢府養成講座講師やそのスキル等の確保方針・方策なし。 | ➢手話通訳者養成講座の講師要件の明確化【H31年度～】・語学力の確認（手話能力（手話文法力テスト等を活用）など）。・受講者アンケートの実施。➢外部講座の活用【H31年度～】・外部講座（参考資料（４）参照）の受講必須化。・「教えるスキル」についての講座受講　　必須化。➢養成講座の講師の府への登録・更新制度の導入【H31年度～（経過措置あり）】・上記要件（語学力・講座受講・良好な　　アンケート結果等を満たす者を登録・　更新。 | ➢講師の技術を磨く研修は重要。手話言語学の知識・技術、教える際に役立つものでなければならない。かかる取組みを実施している県もある。➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。（再掲）➢専門性の高い手話通訳者を養成するのには、20名という規模では、きっちり指導し、きっちり技術習得させるのは難しい。特に高い専門性のある手話通訳者の養成をめざすのであれば、受講者数を絞る　　べき。➢養成の対象は若い人をターゲットにすべき。若い人をつぶさないように。 |
| **■養成講座そのものについて**➢府養成講座の位置付けが　　不明確・養成講座があるにもかかわらず、登録試験は誰でも受験　可能。・一方、登録試験における養成講座修了者等の優遇措置　　なし。 | ➢講座そのものに係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】・ＷＧメンバーをもって充てる（持ち回り方式も想定）。➢「初級」「中級」「上級」の位置づけと運用の見直し【H32年度～】・東京都の取組み（参考資料（５）参照）を参考に見直し・運用。・受講のための選考を厳格化するとともに、受講定員をさらに絞り込み。・何度でも受講可能にする。➢「手話通訳士」等の連動性の確保【H32　年度～】・「手話通訳士」取得を一つのターゲットとする。 |
| **■登録試験について**➢府登録試験の合格率が非常に低い（０～３％）。※合格者１人あたりコストH29年度　1,168万円×３年＝3,504万円H28年度　2,336万円×３年＝7,008万円H27年度　2,294万円×３年＝6,882万円※他府県や手話通訳士の合格率　　　　は概ね10～15％程度。 | ➢登録試験に係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】・ＷＧメンバーをもって充てる（持ち回り方式も想定）。➢登録試験の受験要件の見直し（手話通訳士のみ受験可とする【H32年度～（経過措置として、当面の間、養成講座（上級）修了者も受験可とする。）】・将来的には「手話通訳士」のみ受験可とする。➢試験採点者に外部人材を活用【H31　　年度～】 | ➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。（再掲）➢東京都の通訳者は「手話通訳士有資格者＋登録試験合格」した者であり、高い専門性を有している。 |

**【参考資料】**

（１）府養成講座講師の現況

（２）府養成講座の現況

（①府養成講座カリキュラム、②府登録判定試験実績、③H29年度府養成講座受講者アンケート結果）

（３）東京都と大阪府の制度比較

（４）外部講座案内

（５）東京都の取組み

**（２）手話通訳者の登録・派遣の見直し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** | **第１回WG議論内容** |
| **■手話通訳者の登録について**➢計画目標値に過誤があり、見直した経過等あり。Ｈ29年度末：580人→Ｈ32年度末：48人➢登録試験合格者に対する人材養成ビジョンの欠落。上記の状況による登録者のスキルの経年　劣化。➢登録年数の浅い登録者に対する過小評価の実態もあり。➢養成講座→登録試験→派遣等の確実な人材確保方策なし。 | ➢ＯＪＴ等によるスキル確保の実施【H30　　年度～】・H30年度は「共に生きる障がい者展」等においてOJT実施したが、11名中４名のみ対応。・OJT修了しない者の取扱いやOJTそのも　のの仕組的対応をさらに検討（OJTの機会はH30年度内に何度か設ける予定であるが、応じない者は登録解除も含めて対応）。➢更新試験の実施【H32年度～（経過措置的な試験も導入）】・「手話通訳士」資格を必須化。・更新講座の受講も必須化（参考資料（４）参照）。➢派遣実績やＯＪＴ、更新試験による登録者の実力判定の実施【H31年度（試行）～】　・派遣依頼者に、手話通訳者への評価・アンケートを実施する。➢登録者の実力判定結果と派遣報酬の連動【上記をもとにさらに検討】➢常時派遣対応可能な登録者の計画的確保【順次実施】➢登録者→養成講座講師のキャリアパスの確立【順次実施】➢養成講座修了証の発行及びその取扱いの明確化、修了者の活用方法を広くPR【H32　年度～】 | ➢なし。 |
| **■手話通訳者の派遣について**➢登録手話通訳者の稼働率が非常に低い。年間100回以上稼働の登録者：8.2％（20名）➢府手話通訳者派遣ニーズが　　少ない。 | ➢府主催のイベント等は、そもそも派遣対象。よって、派遣事業をさらに積極活用【H30　年度～】・府主催のイベント等については、主催者等による代理申請制度を導入する。➢総合支援法の「特に専門性の高い意思疎通支援（派遣対象であるもの）」と「通勤や通学等、反復継続性のあるもの（派遣対象でないもの）」の関係性の整理【H30年度～】 | ➢手話通訳派遣コーディネーターの役割が重要。現在は、コーディネーターの事務負担が大きく、環境づくりが必要。➢府制度での派遣件数が少ないのは、団体独自の派遣制度を利用するからなのではないか。また、府制度の派遣と団体の独自派遣のものを兼ねているのであれば、コーディネーターは現状で十分であり、対応不要。➢手話の通じにくい高齢者の手話を読み取り、手話を伝えるのも、特に高い専門性。府の派遣対象とするべき。➢特に高い専門性は、技術だけではなく、要件の内容も含まれる。➢「特に高い専門性」と「専門領域」は全くの別物。 |

**【参考資料】**

（６）府登録手話通訳者の現況

（７）Ｈ29～30年の派遣状況